

地デジ用チューナーレンタルサービスに関する特約

第1条（総則）

横浜ケーブルビジョン株式会社(以下「当社」といいます。)は、ケーブルテレビサービス加入契約約款(以下「約款」といいます。)の第10条第1項第3号に定めるその他の特殊サービスの一つとして、約款に付してこの特約を定めます。

2 当社は、地上デジタル放送に未対応のテレビについて、資源保護及び再利用の観点から、本特約に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第2条（提供するサービス）

サービス名称及び利用料金は下表のとおりとします。

サービス名称	利用料金（月額）
地デジ用チューナーレンタルサービス	300円/台（税込330円）

2 サービス内容は、下表のとおりとします。

サービス内容	地上デジタル放送に未対応のテレビに対する地上デジタル放送に対応したチューナーの貸し出し
貸出機器	当社が指定したSTB
貸出数量	貸出機器の在庫がなくなり次第終了

3 視聴可能となるチャンネルは、下表のとおりとします。

地上デジタル放送	NHK総合、NHK Eテレ、tvk、テレ玉、日本テレビ、テレビ朝日、TBS、テレビ東京、フジテレビ、TOKYO MX
専門チャンネル	YCVチャンネル

※ 約款第23条（放送内容の変更）の定めにより、当社は事情により加入者の承諾を得ることなく、提供するチャンネルを変更することがあります。

第3条（工事費等）

本サービスの提供にあたり、必要となる工事費として、1台につき2,000円（税込2,200円）を請求します。その他の費用については、別に定める各種料金表によります。

第4条（提供する範囲及び条件）

本サービスは、当社との契約によりテレビを視聴されている世帯へ提供します。

第5条（適用除外）

次の各号のいずれかに該当する場合は、適用除外とします。

- (1) 第4条を満たさない場合
- (2) 約款第5条第2項に該当する場合

第6条（利用料金及び工事費等の支払い）

利用料金及び工事費等の支払い方法は、当社が指定する方法により支払うものとし、利用料金は毎月支払うものとします。

第7条（その他）

本特約に定めのない事項は、約款の定めに基づきます。

2 当社は、加入者の承諾を得ることなく、本特約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の特約によります。なお、本特約を変更する場合は、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社が定める方法により通知します。

附則

- 1 この特約は、2018年6月30日より改定実施します。
- 2 本サービスは、2018年6月30日以降、当社が特に認めた場合を除き、新たな申込みの受付および変更の承諾は行いません。